

和歌山県広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の財源を確保し、県民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、県が保有する資産（以下「県有資産」という。）を民間企業等の広告の媒体として活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 県は、民間企業等が県有資産を利用して行う広告（以下「県有資産利用広告」という。）について、その対価を徴して広告を認める事業（以下「広告事業」という。）を行うものとする。

(県有資産利用広告の要件等)

第3条 県有資産利用広告は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがないこと。
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (3) 人権を侵害し、又は侵害するおそれがないこと。
- (4) 政治性がないものであること。
- (5) 宗教性がないものであること。
- (6) 社会問題についての主義又は主張でないこと。
- (7) 個人又は法人の祝典又は記念日等に対し、これに賛同又は祝福する会社又は個人が社名又は個人名を名刺風にして連ねて行う広告でないこと。
- (8) 美観風致を害しないこと。
- (9) 広告の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがないこと。
- (10) その他県有資産を利用して行う広告として妥当であると認められるものであること。

2 前項に定めるもののほか、広告事業の実施に関する要件及び基準の詳細については、別に定めるものとする。

(募集の方法等)

第4条 県有資産利用広告を行う者の募集及び選定の方法並びに広告の対価の額等については、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 県有資産利用広告の適否を審査するため、和歌山県広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会に委員を置き、財政課長、広報課長、管財課長、人権政策課長、青少年・男女共同参画課長、県民生活課長及び都市政策課長をもって充てる。
- 3 審査会に委員長を置き、財政課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、広告の媒体となる県有資産を管理する課室において県有資産利用広告の適否について疑義が生じた場合で、当該課室長からの申出により必要があると認めるときは、審査会の会議を開くものとする。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告媒体を所管する課室長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。